

沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築  
業務企画提案実施要綱

令和6年3月

沖縄市教育委員会 指導部 学務課

# 沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築業務

## 企画提案（プロポーザル）実施要綱

### 1 標準型プロポーザル方式（公募）実施の趣旨

この要綱は、沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の目的

学校教育施設駐車使用料の徴収業務について、銀行等の口座からの引き落としのシステムを構築し導入することにより、使用者の支払いに係る負担軽減及び徴収事務の効率化を図る。また、手数料が現行の納付書支払いと比べ低額となるため、徴収にかかるコスト削減にもつなげる。

### 3 業務概要

- (1) 業務名称：沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築業務及びシステム保守業務
- (2) 業務内容：別紙「沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築業務仕様書」のとおり

### 4 契約限度額

- (1) システム構築業務（予定：令和6年4月1日から令和6年9月30日）  
提案上限額：9,812,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (2) システム保守委託（使用料を含む）  
（令和6年10月1日から60か月間）  
提案上限額：3,366,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ プロポーザル選定結果に基づき、選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。

※ 学校教育施設駐車使用料システム等については、必要なシステムや機器を含めるものとする。

※ システム等の本稼働日は令和6年10月1日とし、本稼働までに所定の場所にてデモ機等により登録や操作研修等が実施できること。また、本稼働までにかかる費用等については事業者負担とする。

※ 本公募は令和6年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続きを行うものであり、予算成立しない場合、契約を締結しないことがあります。

## 5 スケジュール（予定）

実施期間	実施内容
令和 6 年 3 月 1 日（金）	プロポーザル公募開始
令和 6 年 3 月 11 日（月）	参加表明書及び質問書提出期限日
令和 6 年 3 月 14 日（木）	質問書への回答
令和 6 年 3 月 15 日（金）～ 令和 6 年 3 月 18 日（月）	その他提出物（提案書見積等）の受付期間
令和 6 年 3 月 19 日（火）	一次審査
令和 6 年 3 月 21 日（木）	一次審査の結果通知
令和 6 年 3 月 26 日（火）～ 令和 6 年 3 月 28 日（木）うち、1 日	二次審査の実施（業者プレゼン及び委員による選定）
令和 6 年 4 月 1 日（月）	最終審査結果の通知
令和 6 年 4 月 1 日（月）	業務委託契約の締結
令和 6 年 4 月 2 日（火）～ 令和 6 年 9 月 30 日（月）	・システムの構築作業 ・学校側への説明等
令和 6 年 10 月 1 日（火）	本格運用開始

## 6 参加申込

参加申し込みをする者は、「様式 1 参加表明書」及び「様式 3 会社概要書」に関係書類を添えて、下記の通り事務局まで提出すること。（※関係書類の詳細については、様式 1 に記載）

### （1）提出期限

令和6年3月11日（月） 午後5時まで

### （2）提出方法

郵送または持参とし、郵送の場合は必着とする。

### （3）参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ②破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤契約締結までの間に、市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥租税を完納していること。
- ⑦沖縄県内にシステムサポートができるサービス拠点を有すること。
- ⑧本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- ⑨プライバシーマークまたはI SMS認証など電子自治体構築に関連する認証を取得し

ていること。

⑩自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のア～キまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### （4）参加者が共同企業体の場合の留意事項

共同企業体による応募も可能とするが、その場合は、次の各号に留意すること。

①共同提案者は、それぞれ会社概要書を提出すること。

②共同提案者は、代表者を定め、代表者は本市と共同企業体の正確な意思伝達役を務めること。

③共同提案者に属する者は、当該業務について複数の共同提案者に所属することはできない。また、共同提案者に属しながら自らが単独で応募することはできないものとする。

## 7 質疑応答

プロポーザルの提出書類に関する事で質問がある場合は、「様式8 質問書」を下記のとおり事務局まで提出すること。

### （1）提出期限

令和6年3月11日（月） 午後5時まで

### （2）提出方法

電子メールによる提出とし、提出後に送信確認として電話連絡すること。なお、メールの件名は次のとおりとする。

件名：【会社名】学校教育施設駐車使用料システム構築業務（質問書）

### （3）質問書への回答

①参加申し込みをした者の内、回答期日までに参加を辞退していない者すべてに対し、電子メールにて回答する。ただし、質問内容が、質問者固有の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

②質問書に対する回答は、公募要綱等の追加又は修正があったものとみなす。

### （4）回答期日

令和6年3月14日（木）に一括で回答する。

(5) 留意事項

提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

## 8 企画提案書等の提出

参加申し込みをした者は、別添「沖縄市学校教育施設駐車使用料システム構築業務 企画提案書等作成要領」を参照の上、企画提案書等を下記の通り事務局に提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月18日(月) 午後5時まで

(2) 提出方法

郵送または持参とし、郵送の場合は必着とする。

(3) 提出先

沖縄市教育委員会 指導部 学務課(沖縄市役所庁舎7階)

(4) 提出書類及び提出部数

No.	様式	提出書類	提出部数
1	様式2	企画提案書(鑑)(本市様式)	原本1部+副本8部
2	任意	企画提案書(任意様式)	原本1部+副本8部
3	様式4	会社の業務実績書 (同種又は類似業務)	原本1部+副本8部
4	様式5	業務実施体制	原本1部+副本8部
5	様式6	作業責任者及び 作業従事者の経歴等	原本1部+副本8部
6	様式7	見積書(本市様式)	原本1部+副本8部
7	任意	見積内訳書(任意様式)	原本1部+副本8部
8	本市様式	システム機能要件書 (回答記入)	原本1部+副本8部
9	任意	システム機能一覧	原本1部+副本8部
10	任意	帳票出力機能一覧	原本1部+副本8部
11	任意	出力帳票サンプル集	原本1部+副本1部
12	任意	データ出力機能一覧	原本1部+副本8部

(5) 留意事項

①提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合があるので、問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

②提出された企画提案書等について、提出期限後の修正・加筆等は一切認めない。

## 9 委託事業者選定

受託事業者の選定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、一次審査及び二次審査を通じ、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

### (1) 一次審査（書類審査）

一次審査として、事前に提出された企画提案書等の中から、「学校教育施設駐車使用料システム機能要件一覧」の回答内容を集計するものとする。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）の実施

一次審査によって上位3社に選定された者について、次のとおり二次審査（プレゼンテーション）を実施する。

#### ①日時 令和6年3月26日（火）～令和6年3月28日（木）うち、1日

※プレゼンテーションの順番は、原則、「8企画提案書等の提出」による提出書類の受付順の逆順とする。（例：一番最初の提出受付→順番は一番最後）

※詳細な日時及び場所は、後日、一次審査結果と併せて連絡する。

※関係者以外のプレゼンテーション会場への入場を禁止する。

#### ②実施時間

プレゼンテーションは、1社あたり25分以内、質疑応答5分以内の時間配分を目安とする。

#### ③実施内容

プレゼンテーション内容については、評価基準書の項目に基づいた内容とすること。また、本市の業務改善に繋がる機能等があれば提案を行うこと。

#### ④注意事項

- ・プレゼンテーションについては、提出された企画提案書等の内容に変更があってはならない。
- ・本業務受託決定後の作業責任者は、必ずプレゼンテーションに同席すること。
- ・プレゼンテーションに必要な機材等は、プロポーザルに参加する者が用意すること。
- ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

### (3) 評価について

各審査については、別添「沖縄市学校教育施設駐車使用料システム 評価基準書」に基づき評価を行い、プレゼンテーション審査の最終評価によって優先交渉事業者方としての順位付けを行う。

## 10 優先交渉事業者の選定結果について

優先交渉事業者の選定結果については、速やかにプレゼンテーションに参加したものに対し電子メールにて通知する。なお、選定の有無・審査による獲得点数及び順位のみを通知し、その他の審査内容については公表しない。また、審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。

## 1 1 業務委託契約について

最終的に選考された優先交渉事業者においては、全ての提案内容とシステム機能の確認及び調整を行った上で本市の承認を得ることとし、その後、令和6年4月末日までに契約を結ぶ。

### ○契約における留意事項

- ・ 契約額は、優先交渉事業者から提出された提案見積書の額を超えないこととする。
- ・ 優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託事業を実施すること。
- ・ 提案内容とシステム機能の確認の中で、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点の提案事業者と機能の再確認を行うこととする。

## 1 2 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに「様式9 参加辞退届」を提出すること。
- (3) 提出済みの内容を変更する場合は事前に市に届け出るものとする。その場合には従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、見積書の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- (4) 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市と事業者による協議の上で、全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出物の作成・提出、選考会の参加等一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (6) 本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (7) 業務実施体制に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ①実施要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
  - ②参加者の記名及び押印を欠く場合
  - ③全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
  - ④2通以上の提案を行った場合
  - ⑤選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、沖縄市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

### 【事務局】

沖縄市教育委員会 指導部 学務課（沖縄市役所庁舎7階） 担当：大城・東恩納

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

電話：098-937-6602

Mail：kyo\_gakub02@city.okinawa.lg.jp